

平成16年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)
報 告 書

主任研究者 加 藤 曜 子

(家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成)

厚生労働科学研究

(子ども家庭総合研究事業)

家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成

平成 16年度研究報告書

平成 17 年 3 月

主任研究者 加 藤 曜 子

目次

総括研究報告

加藤曜子	1
------	---

分担報告

第1章 虐待親へのペアレンティングプログラムの特徴 (分担研究1)	6
加藤曜子	
第2章 ソーシャルワーカーからみた親対応について (分担研究1)	21
加藤曜子、安部計彦、津崎哲郎、桂浩子	
1部 児童相談所ソーシャルワーカー対象とした困難な親対応場面の実際	21
II部 ソーシャルワーカーの保護者対応の基本と調査の疑問に答えた具体的対応の試み	30
第3章 サインズ・オブ・セイフティ・アプローチを取り入れた親支援 (分担研究2)	
井上薫 井上直美	54
I サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの手法	60
井上直美 井上薫	
資料1 SoS アセスメント&プランニングの記入例	
II 個別ペアレンティング・プログラム「虐待を防ぐ子育て講座」	66
井上薫 井上直美 山田光治 板倉賛事	
III 児童相談所でwwwを用いて介入の必要性を説明した事例	71
浦野賢治 池谷朗子 井上薫 井上直美	
IV 児童相談所で安全な養育のための評価と支援計画票を見直しに用いた事例	76
大河内千里 青山美知恵 井上薫 井上直美	
V 児童養護施設で応援ミーティングをネットワーク作りに用いた事例	82
成瀬英雄 山田みゆき 井上直美 井上薫 青山美知恵 大河内千里	
資料2 5スペース法によるグループコンサルテーション記録	
資料3 児童養護施設アセスメントシート	
VI 児童養護施設で5スペース法を用いて親子関係調整を作った事例	91
藤沢陽子 菱田理 平井徹 井上直美 井上薫	

第4章	兵庫県家族再生事業モデル (分担研究1)	98
	協力研究者 田中隆志 川口智 北原早苗 上原博美 岩野麻希子 樋渡千恵 増田陽子	
	表1 改変点对比一覧	
	表2 ペアレント・トレーニング変更後プログラム	
	資料1 シナリオ	112
	資料2 レジメ及び宿題一覧 「ほめて育てるペアレント・トレーニング」	117
第5章	児童福祉法28条ケースについての親支援について (分担研究1)・ 全国調査及び、実践モデル事例、及び検討課題	131
	加藤曜子 津崎哲郎 安部計彦 古田雅久 曾田俊子 平野佐敏	
	第1部 全国児童相談所対象の児童福祉法第28条の実態調査 (分担研究1)	
	1. 所長調査 2. 28条実態調査	
	第2部 児童福祉法第28条について、事例検証に基づく提言	139
	曾田俊子	
	第3部 28条における各地の取り組みの整理と課題	147
第6章	米国 Nurturing Parenting クラス参加からみる日本への考察 (分担研究1)	152
	加藤曜子	
第7章	保健所における親支援 (分担研究3)	165
	鈴木敦子 上野昌江 檜木野裕美 山田和子	
	資料3 第2章、第5章アンケート用紙	179

* 第3章のⅢからⅥの事例は守秘義務上内容を変更しておりますが、取り扱いには留意されたい。転載は不可です。

家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成に関する研究
概要報告

主任研究者 加藤曜子 流通科学大学

研究要旨

1. 研究の目的 児童虐待予防・再発予防領域において、親支援・家族支援のアプローチ方法の研究が急がれている。本研究では、①児童相談所で出会う虐待をする親の支援方法の把握と課題 ②子どもが保護されている親のペアレンティングプログラムを作成し試行すること ③児童福祉法28条に対応する親プログラムの実態把握と検討 ④軽度虐待を扱う保健分野における親のための支援方法の把握と課題を提案する。虐待親のペアレンティングプログラムは、(親をする。親になっていくため)の支援を意味する。またそのためには、狭い意味の親教育のみならず、a 親が自分を受け入れる b. 親子のコミュニケーションがとれる c. 親が養育知識や養育方法を得る d.親が社会とのつながりがもてるようになる目的をもつ内容を含むと規定した。

2. 方法 1)全国児童相談所180箇所2通ずつワーカーの親対応について調査分析した。137通エピソード計273(回収率38.1%)。2)ペアレンティングプログラムの作成と試行。兵庫県家庭再生プログラムにおけるペアレンティングトレーニング及びサインズ・オブ・セイフティ・アプローチの親支援プログラムの開発を実施した。3)児童福祉法28条における虐待事例実態把握調査を実施した。全児童相談所所長対象127箇所(回収率70.1%)と、第28条ケース回答(157事例 分析対象142例)と援助方法について選択方式で依頼。また第28条についてのプログラム整理を試みた。4)保健分野における全国各地のグループケア聞き取り調査を全国7か所の都道府県保健所保健師を対象にした。

3 結果・考察 1)虐待親個別の親へのプログラムを実践する段階の前の個別対応でのやりとりの中で苦労しているワーカーへの支援も必要であることが理解された。エピソードの回答を分析し、これをもとに親対応マニュアルを作成することにした。2)サインズ・オブ・セイフティ・アプローチにおける親を参加させた親支援の有効性が示唆された。兵庫県家庭再生事業におけるペアレント・トレーニングの実際から親参加の効果が実証できた。2つのモデルは第28条親支援の参考になることがわかった。3)第28条親支援については、過去事例では児童相談所の援助プランに応じた事例は全体の28.9%であった。実施できた内容で多かったのはワーカー家庭訪問面接、ついで施設指導、心理相談であった。4)保健所のペアレンティング・プログラムであるグループ・ケアを継続的・有効的に実施していくためには、市町村保健師に対する虐待予防の研修を行う、スーパービジョン体制が必須であることがわかった。

4. 結論 1) 達成度：家庭再生プログラムおよび、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチによるプログラムについては、モデルを実施してもらった成果をさらに今後も発展をさせていく必要がある。2) 親支援については、児童相談所の試みが始まったばかりであり、福祉法改正や親や子のケアが必要になっている中で、さらに発展させる必要がある。しかし、狭い意味での親指導をふくめたペアレンティングプログラムの発展のためには、保健、福祉、医療、教育、司法分野および、民間機関、公的機関の交流がますます必要になる。

分担研究者	加藤曜子	流通科学大学	【福祉領域】
	井上薫、	同朋大学	【福祉領域】
	井上直美	日本福祉大学	【福祉領域】
	鈴木敦子	福井県立大学	【保健領域】
研究協力者	津崎哲郎	花園大学	
	曾田俊子	大阪市中央児童相談所	
	平野佐敏	大阪市中央児童相談所	
	古田雄久	大阪市中央児童相談所	
	安部計彦	北九州市障害福祉センター	
	楢木野裕美	滋賀医科大学	
	上野昌江	大阪府立看護大学	
	佐藤拓代	大阪府健康福祉部地域保健福祉室	
	桂浩子	児童虐待防止協会	
	中川千恵美	大阪人間科学大学	
	藤田美枝子	静岡中央児童相談所	
	川口智	兵庫県健康生活部福祉局児童課	
	田中隆志	西宮子どもセンター	
	阪本博寿	清心寮	
	藤井和子	まめの木クリニック	

1. 研究の目的

本研究は、児童虐待予防・再発予防領域における、ペアレンティングプログラム（親支援）アプローチ方法の検討と開発にある。そのため、①児童相談所で出会う親の支援方法の把握と課題 ②子どもが保護されている親の支援へのペアレンティングモデルの作成と試行 ③児童福祉法28条に対応する児童相談所の実態把握と親対応への課題と検討。④軽度虐待を扱う保健分野における親のための支援方法の把握と課題（分担研究者）を研究した。

虐待親のペアレンティングプログラムは、（親をする。親になっていくため）の支援を意味する。またそのためには、狭い意味の親教育のみならず、a 親が自分を受け入れる b. 親子のコミュニケーションがとれる c. 親が養育知識や養育方法を得る d.親が社会とのつながりがもてるようになるのいずれかの目的をもつと規定した。

平成15年度においては、① 全国児童相談所対応の親の実態把握 ② 虐待親へのペアレンティングプログラム提案を行った。③ 保健分野は、虐待親のグループケアの全国実態調査・分析した。

平成16年度においては ①の結果から個別対応の課題をより明らかにする ② 実際に、兵庫県におけるペアレントトレーニングの実践とサインズオブセイフティアプローチによる親支援プログラムを実践する。児童福祉法28条については過去実践からの成功例からの検討と課題。③は質的研究を実施した。

2. 方法

1) 児童相談所における親対応に関する実態把握調査を実施した。

全国児童相談所 180 箇所 2 通ずつアンケート調査を実施した。エピソード 1～2 を自由記述式で回答を依頼した。137 通エピソード計 243 (回収率 38.1%) であった。

2) ペアレンティングプログラムの実際の実践をする。家族再生プログラムにおけるペアレンティングトレーニングの試み、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの家族支援方法の開発を進める。

3) 児童福祉法 28 条における虐待事例実態把握調査を実施した。全児童相談所所長対象 127 所 (回収率 70.1%) と、28 条ケース回答 (157 事例 分析対象 142 例) と援助方法について選択方式で依頼。

4) 保健分野における全国各地のグループケア聞き取り調査を実施した。対象は、全国 7 か所の都道府県保健所保健師である。

3. 結果

1) 虐待親への支援を開始するにあたり、虐待自覚があるかどうか、援助を受ける動機があるかどうかを段階的な形でかかわる必要があることがわかった。児童相談所においては、問題自覚のない親に対応する場合が多く、その内容は面接場面でしつけか・体罰か・虐待かで止まってしまう例が多い。その他、個別の親へのプログラムを実践する段階の前の個別のやりとりの場面で苦勞しているワーカーへの支援も必要であることが理解された。エピソードの回答を分析し、これをもとに親対応指針を作成した。

2) ペアレンティングプログラムの実践結果

a. 兵庫県再生プログラムからの報告

目的：昨年度はモデル案を作成し実践することを目的とした。内容は、①個別指導 ②家族合同面接指導 ③ペアレントトレーニングである。プログラムの進行と家族支援には「家庭支援のためのチェックリスト」を利用して評価と管理を行う。

方法：児童相談所・児童養護施設合同の研修会を実施、厚生科学研究報告・先進県の取り組み・アセスメントの解説、ペアレンティングトレーニングワークショップを実施。児童相談所と施設からプログラム、参加の親の選定を実施。

結果：親指導のグループ形式は、家族再生プログラムでは最終段階のしあげに有効であることがわかった。その前に、親子合同面接を個別に実施し、そこで親子の交流や子育ての動機付けを高めながらグループ指導へのトレーニングにつないでいく形をとるのが有効であろう点、さらに親教育指導を深めるには、6 回セッションよりは、12 回は時間をとることが必要である点がわかった。参加できるための場所、時間の条件をそろえていくことが課題となった。

b. サインズ・オブ・セイフティ・アプローチからの報告 (分担研究者)

目的：平成 15 年度報告書「安全な養育に向けて家族と作るペアレンティングプログラム」の成果を取り入れた実践を行い、親支援の方法についての知見をまとめる。特に、リスクと安全、援助専門職の知識と家族の知識から包括的なアセスメントとプランニングを行うサインズ・オブセイフティ・モデル (ターネルら、1999) を取り入れた親支援について検討する。

方法：児童相談所 2 か所、児童養護施設 2 か所の職員と共同研究により実施。①分担研究者と現場職員でケースマネジメント (狭義) の書式を用いて、アセスメントとプランニングを行った。②分担研究者は、プラス面とマイナス面の両方について家族と一緒に話し合う面接方法を現場職員に教授した。現場職員の実践事例の経過について、継続的に検討した。③分担研究者がコーディネートして、支援ネットワー

くづくりのための家族参加型カンファレンス、及び職員グループコンサルテーションを行った。④具体的なケースを想定したロールプレイで、個別ペアレンティングプログラムへの導入やセッション運営の仕方を検討した。

結果：①「リスクと同時に、安全のサインや家族の強みをみていくこと」、「援助専門職の知識と家族の知識の両方を見ていくこと」を重視しながら、一貫したケースマネジメントを行なうことで、子どもの安全を目標に家族とのパートナーシップをめざした相談援助ができることが示された。②プラス面とマイナス面の両方を取り上げることで、保護者と子どもがお互いの立場と可能な協力に目を向ける合同面接が可能になることが示された。③家族参加型カンファレンスに家族が参加できない段階でも、カンファレンスの記録を家族に公開していくことで、家族が支援ネットワークづくりや子どもの養育に関与しようとする態度を引き出すことができた。④保護者の動機付けを高めて親教育に導く面接のモデルを提案したが、事例での検証は今後の課題である。

3) 児童福祉法 28 条についての児童相談所の取り組み状況について

I 全国の児童相談所で第 28 条決定時に提供できる援助で多い順に、ワーカーの面接訪問、心理相談、医学的治療、児童委員、児童相談所外家庭訪問、精神科医、施設内指導であった。狭い意味でのペアレンティング（親教育指導）は 26.2%、児童相談所外親指導は 15.9%であった。

回答ケースについて、受け入れた事例は 28.9%であり、狭義の親教育のペアレンティングプログラムを受け入れた回答はわずか 2 ケースであった。また実際にプログラム提案をしても、親が従わない、効果がないという形で終わる場合も多かった。

II 大阪市が取り扱った 32 例について、代表的な事例をあげて、28 条のかかわりを分析した。個別対応でどのように取り組めたのかという内容である。III 最後に調査した 28 条プログラムの代表的な取り組みについて検討をした。

4) 保健所における虐待予防の親支援について

都道府県保健所は管轄市町村が多く保健所でペアレンティングプログラムを実施していくためには、市町村保健師に対する虐待予防の研修を行い、対象者となる母親についての認識を深め対象選定を行うことから始めている。結果をみると、対象となる母親は市町村保健師の認識により差があり、育児不安群から育児困難、虐待予備軍まで幅広くなっていた（分担研究者）。

4. 結論

1) 児童相談所においても、先ず親支援を実施するには、それぞれのワーカーの力量と一対一関係での支援の技法を高める必要がある。とくに今回、ワーカー調査を通じて、虐待親理解の対応について指針例を提供してみた。

2) 虐待をする親への具体的なモデル案は、平成 15 年度においてサイنز・オブ・セイフティ・アプローチに基づく親支援のありかた、そして兵庫県家族再生モデル事業について提案をした。

平成 16 年においては、実践に移した。サイنز・オブ・セイフティ・アプローチについては、大学と児童相談所、大学と施設との協力体制のもと、実践した。将来大学などの外部臨床者との連携を児童相談所、施設の試みに役立てることの有効性を推進する必要性があろう。実際に他県では子育てアドバイザー制度をもつ兵庫県などは大学の外部臨床者との連携はされており、参考にできよう。

また、在宅支援においても、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチへの適応も考えられるが、こういった取り組みには、継続的な時間と実践が必要になる。

兵庫県家族再生モデルについては、特にペアレント・トレーニング導入について実験的な取り組みを実施した。これにはどういった親が適切なのかをアセスメントし、施設の協力を得て、親の参加を呼びかけた。その結果父親、母親参加が実現し、そこで実際のトレーニングを実施した。そもそもペアレント・トレーニングはたんに親教育という目的というよりは、まず親がスキルを理解し、自信を得てもらうこと。さらにグループの役割は困っているのは自分たちだけではないという問題の共有と、時には互いの励ましになる。母数は少なかったものの参加者の親にとっても実践者にとっても効果がみられた。ただし、プログラムにどのように継続するのかという点には、いくつかの課題が残った。場所、時間、参加者の人数確保、スタッフの確保という課題である。

3) 28条プログラムについては、過去5年間(平成11年から平成15年)32例を経験した大阪市における取り組みの分析と代表例について報告があった。結論は、親によっては個別対応、あるいは環境調整で対応できる事例があるという点である。現在親指導勧告という点で法律が施行されるが、十分なアセスメントに基づいて、どういった親への支援が考えられるのか、親の段階、親のニーズにより、その組み合わせは異なる。

4) 軽度の虐待再発予防を含めた総合的な取り組みの必要性のあることがわかった。

虐待予防分野における親支援には、グループケアをはじめ、実際の育児技術や知識をトレーニングする実践が海外では実施されており、わが国においてもわが国の事情に応じたシステムを取り入れる必要がある。とくに虐待をする親を扱う保健所、保健センターについては、児童相談所や心理職・精神医学の専門職とともにスーパービジョン体制をとりながら、支援者である保健師も研修する必要があると考える。

5) 児童相談所を中心にした親支援のプログラムメニューを整理した試みを第一章にまとめた。親支援プログラムを具体的な形で進めていくのかについては、2つのプログラム案の継続的な試行をはじめ、法施行後の取り組みの調査は方法については、さらに検討をしていく必要がある。民間団体における親対応についてのプログラムもさらに開発されていくことであろう。それらの成果をふまえながら、どう公的機関と連携・提携をしていくのかといった点も海外の例を含め検討していく必要があると考える。

5. 成果報告など

研究報告など

- | | |
|--------|--------------------------|
| 平成15年度 | 日本子どもの虐待防止研究学術集会(福岡にて報告) |
| 平成16年度 | 日本子どもの虐待防止学会(札幌にて報告予定) |
| 平成16年度 | 日本子ども家庭福祉学会第6回大会にて報告予定 等 |

関係論文

- 加藤曜子「虐待する親へのケア—家族支援・家族再統合プログラム」『教育と医学』No.616,2004
加藤曜子「家族分離と家族再統合のアセスメント」『世界の児童と母性』Vol.57,2004.
上野昌江・楢木野裕美・鈴木敦子・加藤曜子・佐藤拓代「保健機関における親支援の取り組み状況」
子どもの虐待とネグレクト、Vol.7(1),2005 等

第1章 虐待親へのペアレンティングプログラムの特徴

一子が在宅にいる親支援と、子が施設入所の親支援分類と、その特徴について

加藤耀子（主任研究者）

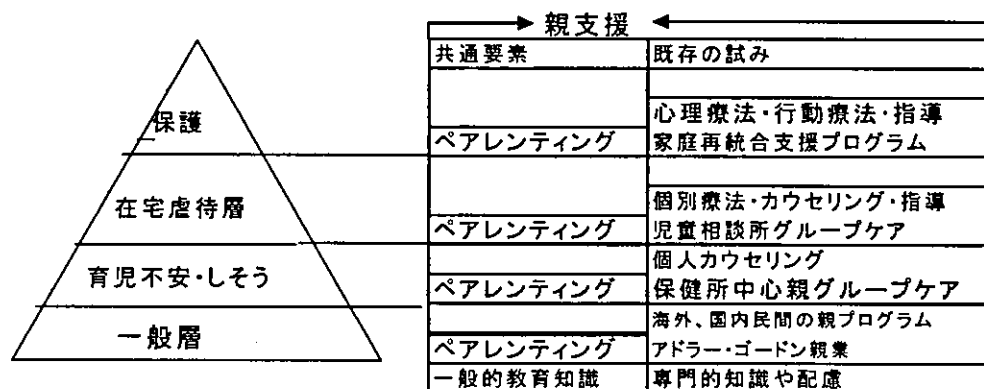
1. 本研究におけるペアレンティングプログラムの要素

ペアレンティングプログラムの捉え方は、広義と狭義があると規定した。広義は、「親になる」「親である」ことを育てる家庭支援の一環としての親支援とし、また、狭義は親教育として捉えた。

福祉分野における親支援は、ミニマムスタンダードのペアレンティングを用意することが主目的である。親支援は、子どもに必要な最低限必要なニーズを保障するために、親が「親をする」ことができるように支援をすることを意味する。めざす親は、子どもにとって最上のものをめざす親像ではなく、親としては最低限子どもに必要な要件をみたす親像である。虐待をする親への親支援は、先ず、子どもの安全確保を絶対条件にしつつ、最低必要なこととして「親をするため」に、以下の4つの点が重要になってくると仮定しそれらが親支援の要素になると考えた。つまり、

1. 親が自分を受け入れ、自信をもてる。
2. 親子間でコミュニケーションがとれる。
3. 子どもの発達や、養育技術を身につける。
4. 社会とのつながりがもてるようになる。である。

親を支援することは、いわゆる親にスキルを教えることが優先しがちである。しかしながら、虐待親の場合には、1の自分を受け入れ、自分が大切と思えていないゆえに、子どもとのかかわりもつきにくい傾向にある場合が多い。そのため、親が自信をつけ、自分が受け入れられるようになることが最も重要である。その後、2や3へ発展していくものである。さらに4については、生活のしやすさを学び、社会資源も利用できるよう、社会とのかかわりができるようになることを意味する。実際の知識や情報もあるものの、安心して利用しようと思えるようになることが重要であり、これも1の支援プロセスを抜きにできない。



4つの目的を整理すると、以下のようになる。

4つの目的

親自身の気づき	親自身がふりかえり、自分に自信がもてるように 情緒的な反応を変化させる。気持ちをわかる 怒りをコントロールする、被害体験をふりかえる
親子関係を変化へ	よりよい親子関係の構築へ コミュニケーションがとれるようにする。 いい方、行動理解、
養育知識・技術を増やす	標準的な発達知識を得る。子への正しい認知 偏った考えについて、より理解できるようにする 基本的な知識や技法の獲得・しつけと体罰
社会とつながる	社会資源が利用・うけているサービスの調整 親と専門機関が障害となっている場合、調整 対人関係を調整 適切なサービス利用を促す

2. 虐待をする親対応からみる親の問題の認識の受容段階

虐待する親の特徴を理解するために、平成15年度は、児童相談所アンケート調査を実施した。その結果、以下の特徴がみいだせた。

「ワーカーが対応でき、サービスに結びついた親の特徴」は、リスク要因であるストレスは多いが、共感しやすい、サービスを提供するうちに信頼関係がついた親、家庭訪問を重ねて関係がついた、養育に未熟さがあつたが、知識を受けいれうまくいった、などであった。

「ワーカーが対応しにくく困難な親の特徴」は、虐待にいたるまでには、さまざまなストレス要因が存在している。通報されたことで、被害的になっている、虐待を否定している、さらに関係機関に対して否定的感情を抱き攻撃的になるなどであった。人格障害、精神障害、薬物乱用などの場合、親が自分の問題を認識していない場合に対応が困難であることがわかった。

親が問題を認識するプロセスは、先行研究によれば、

1. 全く変化する必要がないとみている。
2. 変ろうとはしているが、しかし拒否している
3. 決定：問題が何かを知りたい
4. 動く：変化に踏み出す。
5. 維持：目的に向っている
6. 反動：いくつかの問題がまた起こる

これらの点について、平成15年度に実施したワーカー調査においても理解できると考えた。つまり、対応できにくい親とした場合には、1でとどまっている段階であった。しかし、対応ができサービスに結びついた場合には2以降で、親が自分の問題にきづき、それを解決したいというプロセスに

合わせて親支援のいくつかの試みが進められたことがわかる。

以下、平成15年調査を含めて検討すると、

1. 養育者が、子どもをしつけているので、虐待ではないとみている接近困難な状態、あるいは認めようとしなない姿勢をしめす段階にいる場合には、
そうすることで自分を正当化する
正しいと思ひ込み、絶対に拒否的である。
拒否を暴力で対抗しようとする。
いやがらせ電話などで拒否感情をだす。
叱られると思ひ込み、怖さのために攻撃的になる。

などの状態にすることがわかる。この段階ではまず子どもの安全確認が必要になった。安全確認の後、親とどう関係づけることができるのか、きっかけを検討し、他の関係機関との連携でキーパーソンをみつけたすということが求められる。

2. 変ろうとするが、半面拒否的ではある。

養育者である親には接近困難であるが、時間をかければ、援助者が少しずつ歩み寄る可能性はある。親は過去に他者から傷つけられているなど、援助者を容易に信用しにくい段階にいる状態である。しかし、一方ではどうにかしないと、と気づき始めている状況にある。

平成15年度の親の実態把握調査においてサービス提供がきっかけで対応がうまくいったこととの関連性が分析結果で示された。また、この段階には、枠付けを親にかせることで、親が問題を解決していこうとする考えが定着していく場合もあった。

3. 問題がなにかを明らかにしたい

親がなぜわが子を虐待してしまうのかを知りたい。自分ではできにくいと、助けて欲しいとみずから訴える状況にいる親の段階である。育児不安層などがこれに含まれる。問題がなにかを明らかにしたい段階なので、親支援のプログラムへの動機づけにはなる。

4. 変化していこうと決定し、実際の動きがでてきている

自分から動き出そうとする段階である。援助者は、親にどういった支援が必要なのか、動機を支えるキーパーソンは誰かを検討していくことになる。また支援をしながら、親支援プログラムに参加することを推し進めることができる。

5. 養育者である親が努力を継続させている

親が自ら問題解決に向かって努力している段階である。親が個別のカウセリングや親支援プログラムに参加し、支援を継続的にうける段階である。

6. 反動

解決への努力が時には、うまくいかない焦ったり、立ち止まったり、やめようかと思う場合もある。無理をせず、なぜうまくいかなかったのかを検討するため、フォロー体制の充実が必要であ

る段階である。

3. ペアレンティングプログラムの内容整理の試み

親の問題解決への段階にそって、前年度の調査を踏まえて、どういった親支援プログラムが試みられるかを整理した。

横軸は親の問題認識の段階を示した。右へいくほど、解決への取り組みができる状態を示す。

全国児童相談所調査の親対応の困難な場合に多かった親の介入への否定からはじまり、その後サービスをうけつつ、親自らが問題解決に立ち向かっていこうとする姿勢である。

また、縦の項目は、親支援メニューを挙げている。

なお、このプログラムは、主として児童相談所を中心にした支援状況を調査した平成 15 年度を踏まえ、さらに平成 16 年度実施した親支援プログラムの状況把握をした上で整理を試みた。

児童相談所がスーパーバイザーとして実施している保健等のプログラムについては、別途触れたい。

なお、○印と濃淡の入っているところが、4つの要素が入っていることを示している。

(1) 在宅ペアレンティング

		在宅ペアレンティングプログラム					
		親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす	継続できる
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援			○	○	○	○
	1対1で話せる			○	○	○	○
	具体的話に進む				○	○	○
	共同のメニュー作り				○	○	○
グループ	グループ・ペアレンティング技術、知識				○	○	○

第0段階

親の拒否する状態は数多くあり、虐待問題の急増により家庭訪問をするソーシャルワーカーとのトラブルはたえない。

親の拒否は、不安からくるものであり、子どもをすぐに引き離されないか、非難されないかといった自己防衛的な場合も多い。他の機関に裏切られたと思いつている場合も、接近が困難である。多くは、攻撃的態度にでてくる場合も多い。何故そうなったのかということへの調査、そしてアセスメントが必要であろう。

第一段階 拒否的ではあるものの、ゆれている状態 生活安定のための家族支援サービス利用

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる
一対一	生活安定のための家族支援		○
地域によるネットワーク	1対1で話せる		○

これは具体的には、保育サービス、経済的支援、住宅、家事サービス、医療サービスなど、ソーシャルワーカーが、他の機関と連携をしつつ、生活に必要な基本的なサービスを受けられるように、整える段階である。当初は少し介入に拒否的であったが、生活支援をきっかけに一対一で話すようになり、ワーカーと信頼関係が形成され、家族が安定し親も子どもにかかわれるようになる場合を示す。地域による支援ネットワークにより支えられている。

第2段階

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい
一対一	生活安定のための家族支援		○	○
地域によるネットワーク	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○

親が迷いつつも少しずつワーカーを受け入れ、定期あるいは、不定期に相談にのってもらいながら、さらに、親が虐待をしてしまった根底にある問題は何か、あるいは、子どもにいらいらするのはなぜなのかを親とともに考えていく。その場合には、例えば子どもに発達の障害が疑われるということで、一度発達検査をうけてみようとか、親の不眠治療を一度うけてみようとか、そういった具体的な場合を示す。

第3段階

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす
一対一	生活安定のための家族支援		○	○	○
地域によるネットワーク	1対1で話せる		○	○	○
	具体的話に進む			○	○
	共同のメニュー作り			○	○

虐待発生に関連する問題を明らかにしたうえで、親が実際にやってみる段階になる。そのため話が具体化していく。

ワーカーと地域ネットワークの関係機関との共同の目標をたて、どのようにすれば、子どもが安全に暮らせるのかを考えていく過程である。この場合には、虐待者である親も再発しないために、自らの問題として解決に参加する場合もある（浦河町の応援ミーティングの例、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチの例、市町村ネットワークにおける児童相談所との共同の例）。

親のいらいらやストレス軽減のために、一時保育、ショートステイを利用する。問題を明らかにした後、親との話しあいとその支援プロセスに必要ないくつかの支援内容が用意される。具体的な怒りをコントロールすることや親子関係をロールプレイなどを通して実際にやってみるなどのメニューもある。

(認知行動療法に基づくペアレンティングトレーニングなどの試み)。また、必要なら、心理療法をうける、精神科医との治療関係に入る場合もある。

変型 第2段階

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい
一対一	生活安定のための家族支援		○	○
地域によるネットワーク	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○
	共同のメニュー作り			○
グループ	グループ・ペアレンティング技術、知識			○

第2段階の変型であるが、

ある程度一対一で、具体的な話を継続していくと、そのプロセスの中で、孤独であったからだとか、あるいは、育児がへただからとか、あるいはなかなか人と打ち解けられないといった悩みをもっているという場合もある。そういった場合に、グループ・ケアへの参加を促す。グループケアが安全で安心して自己を表現できる場として認知してければ、グループの効果がでる。グループケアについては、児童相談所内で実施している場合、児童相談所外で実施している場合もある。(大阪市中心児童相談所の例など)。精神科医を中心にしたグループケアの試みもある(横浜中央児童相談所など)。

児童相談所では実施していないが、民間団体主催のグループケアや、あるいはペアレンティングクラス(親教育援・技術クラス)に児童相談所から依頼をし、養育者に参加してもらうことも可能であろう。ただし、その民間団体においては、児童相談所との連携を密にしつつ、定められた枠内での活動をするという契約をとることも必要になってくる。児童相談所ケースの場合にはケースマネージャーは児童相談所がとる。

これは市町村が担当する虐待事例についても、同様のプロセスを踏むことができる(平成15年度調査の家庭児童相談室の例)

第3段階の変型

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす
一対一	生活安定のための家族支援		○	○	○
地域によるネットワーク	1対1で話せる		○	○	○
	具体的話に進む			○	○
	共同のメニュー作り			○	○
グループ	グループ・ペアレンティング技術、知識			○	○

虐待する親へ生活調整をし、グループケアを利用し、子どもとの関係を改善していくプロセスにつながる。その後、フォローという形で継続する場合もある。

グループケアは、保健所・保健センターを中心になされているが、民間で実施されているプログラム参加希望も含まれる。この場合、機関との連絡調整を十分にとり、サポート体制を作る（東京の虐待防止センターの試みなど）

最終段階A型

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなに か明らかに したい	自分からや りだす	継続できる
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○

最後まで、一対一を基本に支援をするプログラムを組む場合である。

あるいは、地域のネットワークに支えられつつ親支援が継続していく場合もある。

多くの事例は、このプロセスであろう。場合によっては、地域のネットワークを利用しつつ親が支えられる形をとる。虐待する親の場合には、いくつかの課題が多いため、知識や技術はなかなか受け入れられない面も多い傾向にあるが、しかし、関係機関とのやりとりの中で、食べ物の知識や生活のコツ、子どもとの対応の技術などを学ぶ機会を与えられる。

最終段階B型

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなに か明らかに したい	自分からや りだす	継続できる
一対一 地域による ネットワーク	生活安定のための家族支援		○	○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○
グループ	グループ・ペアレンティン グ技術、知識			○	○	○

グループを利用しつつ、子どもへの対応の気づきができるというプロセスもある。

以前は医者恐怖であった親が、グループの力で、行ってみようという勇気をえて、踏み出せたという例もあり、グループの持つ力により、親が自信を得られる効果がでている。

（大阪府中央児童相談所「児童虐待に関する親・子の心理治療事業」、東京都児童センター「家族再統合のための援助事業」平成15年度の厚生労働報告書所収（主任加藤）米国見学したペアレンティングクラス（本報告第6章参照）

(2) 施設に子どもがいる親支援のプログラム

施設に子どもがいる親のペアレンティングプログラム							
	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかに	自分からやりだす	継続できる	フォロー
一対一で	生活安定のための家族支援		○	○	○	○	○
施設も参加	1対1で話せる		○	○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○	
	子どもとの合同面接				○	○	
グループで	母か父親グループ		○	○	○	○	
1年以内	親子合同グループ			○	○	○	○
	しあげの親トレーニング			○	○	○	○
	子どものみのグループ				○	○	
施設退所後	地域におけるネットワーク						○

施設に子どもがいる親についても、在宅で子どもと住み続ける親も基本的には、同じ支援内容である。ただし、子どもが虐待により施設や里親に保護されるので、その後子どもとどう親子関係の修復を図るのかという再統合・再生の課題がある。

第1. 2段階

	親の問題自覚	拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかに
一対一で	生活安定のための家族支援		○	○
施設も参加	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○
	共同のメニュー作り			○

親と一対一で話せる相手は、主として児童相談所や、施設のファミリーソーシャルワーカーなどである。児童相談所よりは、むしろ施設プログラムに親が同意して、そこで親ケアを実施する場合もある。しかし、親への生活場面においては、児童相談所の親面接などを通して、提供される。また児童相談所がケースマネージャーであるので、たえず、施設が親支援していてもその情報交換は、必要になってくる。

親との関係を修復する場合の基本的な親プログラムとなる。

(通常の親支援・サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ (本報告第3章参照) など。)

第1・2段階 変型

	親の問題自覚拒否・問題意識なし		少しゆれる	問題がなに か明らかに
	親の問題自覚	拒否・問題意識なし		
一対一で 施設も参加	生活安定のための家族支援		○	○
	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○
	共同のメニュー作り			○
	子どもとの合同面接			
グループで	母か父親グループ		○	○

問題を明らかにしたい場合に、親グループ利用をする場合もある。

児童相談所以外の人が入ることで、親が怒りや、受け入れられない嘆きを出しやすく、そのプロセスを仲間とともに分かちあい、そして少しずつ現実を受け入れ、自分をうけいれていくというプロセスを持つことができる効果があるという。

(東京都児童センターのこころみなどの成功例がある。)

第3段階

	親の問題自覚拒否・問題意識なし		少しゆれる	問題がなに か明らかに	自分からや りだす
	親の問題自覚	拒否・問題意識なし			
一対一で 施設も参加	生活安定のための家族支援		○	○	○
	1対1で話せる		○	○	○
	具体的話に進む			○	○
	共同のメニュー作り			○	○
	子どもとの合同面接				○

施設から帰宅へむけて、子ども側のケアもなされるが、子どもと親の調整も必要になる。

外泊へむけて、子どもが親への恐怖心がなくなり、親に会いたい気持ちが表現されてくる場合である。

これについては、期間は、子どもの年齢、親からうけたことへの感じ方、程度に個人差がある。子どもによっては絶対に親との面会を拒否する場合もある。

そういった例は除き、親子の合同面接がワーカー立会いのもとで開始される。この場合もこういった内容のものを設定するのか支援計画が必要になる。

第4段階へ

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかに	自分からやりだす	継続できる
	拒否・問題意識なし					
一対一で	生活安定のための家族支援		○	○	○	○
施設も参加	1対1で話せる		○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○
	子どもとの合同面接				○	○

合同面接は、1年未満に帰せるめやすがついた親の場合に試みられている場合もある。
また、合同面接の内容によっては、期限を特定せず、親子関係をみながら、実施していく場合もある。
兵庫の家族再生プログラムはそういった場合を想定して実践している。

最終段階

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす	継続できる	フォロー
	拒否・問題意識なし						
一対一で	生活安定のための家族支援		○	○	○	○	○
施設も参加	1対1で話せる		○	○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○	
	子どもとの合同面接				○	○	
施設退所後	地域におけるネットワーク						○

親のグループは参加せず、ソーシャルワーカー、精神科医、あるいは心理カウンセリングや、子どもとの合同面接をへてプログラムを終える場合を示す。帰宅後は地域におけるネットワークにより支援が準備される。

第2段階、家族再生型

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい
	拒否・問題意識なし			
一対一で	生活安定のための家族支援		○	○
施設も参加	1対1で話せる		○	○
	具体的話に進む			○
	共同のメニュー作り			○
	子どもとの合同面接			
グループで	母か父親グループ			
1年以内	親子合同グループ			
	しあげの親トレーニング			○

兵庫県家族再生事業の試みのパターンである。外泊できる対象ではあるが、親が子どものかかわり方について勉強したいという形で、将来の子ども理解のために、ペアレントトレーニングが設定されている。よって、ワーカーあるいは、施設職員との一対一関係ができつつ、親トレーニングに参加する形である。グループを通じて「親が自分のやっていることが必ずしも否定ばかりするものではないこと」、「他の人の言

葉に支えられる」、「共に認められる機会をもつ」などの効果が期待できる。

第2.3 再統合型

	親の問題自覚拒否・問題意識なし	少しゆれる	問題がなにか明らかにしたい	自分からやりだす	継続できる	フォロー
一対一で施設も参加	生活安定のための家族支援	○	○	○	○	○
	1対1で話せる	○	○	○	○	○
	具体的話に進む		○	○	○	○
	共同のメニュー作り		○	○	○	
グループで1年以内	母か父親グループ	○	○	○	○	
	親子合同グループ		○	○	○	○
	しあげの親トレーニング		○	○	○	○
	子どものみのグループ			○	○	

東京の場合には、子どもの退所後、さらに児童相談センターでのフォローケアを実施している。

4 親支援へのプログラムアプローチの試み

1) 施設プログラムにおいても、在宅においても、つねに、子どもの危険・安全度は、図られていく必要がある。親の思いを中心に、プログラムについてまとめたが、つねにそういったアセスメントは、プログラムについて必要である。再発予防がまずは第一であり、その後に親・子の支援が図られることがまず第一に優先されることはいうまでもない。よって定期的なアセスメントは必要である。

2) 聞き取り調査を通じて各実践家が強調された点は、親との信頼関係が成立するためには、第一に支援者との一対一関係を十分に関係づけていくことであった。親が自分を受け入れるための第一歩として、親が信用できる人の存在は不可欠である。親が自分が大切と思えるような体験が重要になってくる。虐待の親の場合で介入をはじめから拒む場合には、対立したのちに、関係をつける場合もでてくるため、介入型アプローチ、あるいは枠組みをつけながら支援するという場合もでてくる【注 第2章でふれる】。

2) 親との問題解決の動機づけがうまくいけば、一対一あるいは、家族ぐるみの援助をうける機会がうまれてくる。家族合同の支援方法も可能になってくる。

例えば、子どもとのやりとり（子どもの宿題を叱らずにみてやったという報告を親がし、支援者がその行為をほめる。また片方の親がそれをよかったとほめるなどの浦河町の例。）などのエピソードを具体的な形で盛り込んでいくということも含まれる【注第3章 分担研究サイエンス・オブ・セイフティ・アプローチ参照】。つまり支援のしかたには、その家族にかかわる機関が定期的集り、家族とともに子どものかかわりや生活について応援をしていくというアプローチをさす。

3) 問題意識がある程度親から語られるようになると、子どもを虐待した心情や、子どもを何故虐待するにいたったのかを理解しようとする。たとえばそのもとになった障害への受容や知識への理解が深まっていくプロセスに移行できる。子どもの発達障害に気づかなかった親に、子どもの障害のアセ